

## 南木曾町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

### 1.取組目的

町は、平成 20 年 3 月に策定した南木曾町耐震改修促進計画（以下「促進計画」という）を長野県の制度改正に基づき平成 28 年 4 月に変更し、当該計画に定める住宅耐震化率の目標達成に向け、住宅所有者に普及啓発及び耐震化に関する費用を助成し財政的支援を行い住宅の耐震化の促進に取り組んでいる。

国では、平成 28 年度、住宅耐震化緊急アクションプログラムを策定し積極的な普及啓発を行う地方公共団体に対し、重点的な支援を行うこととしている。

そこで、町は国や県の支援の下目標達成に向けて、旧耐震基準で建築された住宅所有者に対し、耐震化に対する理解を深めてもらい耐震化促進事業を実施するため、ここに南木曾町住宅耐震化緊急促進プログラムを制定する。

### 2.対象

本プログラムの対象は南木曾町耐震改修促進計画の計画期間と整合させ、南木曾町全域の建築基準法における新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）以前に建築された個人が所有する住宅とする。

### 3.位置付け

本プログラムは、南木曾町耐震改修促進計画に定めた耐震化率の目標達成に向け、南木曾町耐震改修促進計画の別紙として、耐震化に関する緊急的な取り組み方針を定めるものである。

### 4.計画期間

耐震化率 92%の達成に向けて、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間で、耐震化の促進を緊急的に実施する期間とする。

### 5.取組内容

#### (1) 個別相談の実施

令和 8 年度から令和 12 年度の 5 年間で、町内の旧耐震基準の木造戸建て住宅を対象として、居住者に対面でリーフレット等を用いて耐震化の必要性・補助制度を説明し、耐震診断や耐震改修工事を勧めます。

#### (2) その他の普及啓発の実施

防災講演会をはじめとする防災関連の催しの開催時に耐震改修に関する普及啓発を継続して行う。また、広報誌やCATV文字放送などへ掲載する啓発活動を実施します。

### (3) 関係機関・団体などとの連携

個別訪問及びその他の普及啓発活動において、長野県建築士事務所協会木曾支部、長野県と連携して活動に取り組みます。

## 6.進行管理

### (1) 進行状況の公表

当該年度毎に訪問戸数・診断実績・改修工事費補助実績の件数、及び訪問によって診断や改修工事を行った件数を取りまとめ、南木曾町のホームページにて公表します。

### (2) 取り組みのフィードバック

効果的な耐震化推進につなげるため、町内における住宅耐震化の進捗状況を把握し、促進計画（第IV期）や国・県の方針との連携を図り必要に応じて見直し検討を行う。

## 7.実施の目標(直近2年間)

	令和8年度	令和9年度
木造住宅耐震診断	1件	1件
木造住宅耐震改修	1件	1件